

防災庁に関する最新動向

国立研究開発法人防災科学技術研究所
筑波大学 / AI防災協議会 / 防災DX官民共創協議会

臼田 裕一郎

自己紹介



博士（政策・メディア）

キーワード：

防災DX、防災情報、統合解析、災害動態、協働基盤、リスクコミュニケーション、意思決定支援、サイバーフィジカルシステム、デジタルツイン、環境情報学。

略歴：

長野県生まれ
慶應義塾大学環境情報学部卒
同大学大学院政策・メディア研究科修了
リモート・センシング技術センター研究員
慶應義塾大学大学院特別研究助手
VTT(フィンランド技術研究センター)訪問研究員
日本学術会議第26期連携会員
防災庁設置準備アドバイザー会議 委員

白田 裕一郎

【研究開発】

国立研究開発法人 防災科学技術研究所

社会防災研究領域長

総合防災情報センター長 兼 防災情報研究部門長

【人材育成】

筑波大学

理工情報生命学術院 システム情報工学研究群

リスク・レジリエンス工学 学位プログラム

教授（協働大学院）

【社会展開】

AI防災協議会 (AIB) エーアイビー ビーディーエックス

防災DX官民共創協議会 (BDX)

理事長



防災庁に関する動向

2024.11.1～防災庁設置準備室、2025.1.30～アドバイザー会議

防災庁設置準備アドバイザー会議の立ち上げの趣旨

- 世界有数の災害発生源である我が国において、人命・人権最優先の『防災立国』を早急に実現する。防災業務の企画立案機能を飛躍的に高め、平時から不断に万全の備えを行う、「**本気の事前防災**」に徹底的に取り組むとともに、「**災害発生時の司令塔機能**」を抜本的に強化するため、令和8年度中の防災庁設置に向けた検討を行う。
- 「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方について議論する。

防災庁設置準備アドバイザー

(五十音順)

- 石井 美恵子 国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
- 白田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼 総合防災情報センター長
- 江口 清貴 神奈川県情報統括責任者 (CIO) 兼 データ統括責任者 (CDO)
- 大木 聖子 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
- 片田 敏孝 東京大学 大学院情報学環 特任教授
- 加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
- 河田 恵昭 関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
- 喜連川 優 情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
- 栗田 暢之 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/NPO法人レスキューカード代表理事
- 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
- 菅野 拓 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
- 鈴木 哲夫 ジャーナリスト
- 高橋 良太 全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長
- 榛沢 和彦 新潟大学 歯学部総合研究科 特任教授
- 坂 茂 建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
- 廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
- ◎ 福和 伸夫 名古屋大学 名誉教授
- 明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
- 山本 尚範 名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
- 矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

◎ 主査、○ 副主査

災害対応力の抜本的強化の方向性

● **本気の事前防災**
～防災業務の企画立案機能の抜本的強化～

● **災害事態対処、被災地の復旧・復興における司令塔機能の抜本的強化**

(重点的に取り組む事項)

- ▶ 被災者が安心して過ごせる避難生活環境・備蓄体制の抜本的改善
- ▶ 災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実など官民連携による災害対応力・地域防災力の強化
- ▶ 情報連携・共有強化などの防災DXのさらなる推進

※ その他、近年の災害における教訓や環境変化を踏まえ、政府として防災機能を強化すべき事項

検討期間

令和7年1月～令和7年夏頃

1



「防災庁」設置へ準備室 首相“令和8年度中の設置へ着実に”

2024年11月1日 19時54分
政府は「防災庁」の設置に向けて準備体制を早急に構築する必要があると、めるよう職員に指示しました。



「防災庁」設置へ有識者会議が初会合 施策の本格的な検討開始

2025年1月30日 20時56分

「防災庁」の設置に向けて政府の有識者会議の初会合が開かれ、事前防災の強化や、避難所の環境改善といった施策についての本格的な検討が始まりました。

2025.6.4 防災庁設置準備アドバイザー会議報告書 手交・公開



赤澤大臣 「防災庁」設置に向け 体制など具体化急ぐ

2025年6月4日 20時52分 気象

「防災庁」の設置に向けて、準備を担当する赤澤大臣は、有識者会議の報告書を受け取り、国民の命と暮らしを守り抜く司令塔とするため、体制や権限などの具体化を急ぐ考えを示しました。

「災害大国」から「皆で共に創る防災立国」へ

国民と共に考え、共に備え、共に守る。

災害から命を守り抜き安心して暮らせる社会、
防災により新たな価値を生み出す未来を創る。

そのような社会・未来を実現するのが防災庁である。

- 平時から地域レベルでの報道機関を含む様々なメディアとの連携等により、国内外に向けて、正確な被害状況や支援情報を適時・的確かつ戦略的に発信する。
- ◇ 個々人の属性や置かれた状況に応じて防災行動変容を促す情報を発信するための防災コミュニケーションに関する基盤技術の構築等を推進する。
- ◇ 国民一人ひとりの行動変容を促すための総合的・戦略的なコミュニケーションデザインを検討し、それに基づく防災コミュニケーションに関する取組を推進することで、社会全体として「自ら助かる」行動の定着を図る。
- 防災への先端科学技術の徹底的な活用に向け、被害想定、被害状況・予兆の把握、災害制御の高度化や、発災時の救助・対応ロボットの開発、発災時の行動変容を促す防災コミュニケーション方策の研究など、防災庁が中核となり、防災の推進のための技術ニーズを明らかにする。

※キーワード検索(原子力=0件)

2025.12.26 防災立国の推進に向けた基本方針（閣議決定）

※キーワード検索(原子力=3件)

防災立国の推進に向けた基本方針

令和7年12月26日

第二章 防災庁の機能と果たすべき役割

1. 防災庁の機能

なお、人命救助等の災害初動対応や個々の行政分野における防災対策、自然災害対応との連携を考慮すべき感染症や原子力防災に関する対策については、専門性・即応性等の観点から、防災庁設置後も、所管する各府省庁において実施することを基本としつつ、省庁横断的な総合調整が求められる対策については、TEC-FORCE など災害の現場対応を担う各府省庁所管の部隊との地域レベルでの連携を含め、防災庁を中核とし、政府一体となって事前防災や災害対応等に臨む体制の構築を図る。

2. 防災庁の担う具体的な事務

(3) 被災者に寄り添った支援体制の構築

自然災害と感染症危機や原子力災害が重なった場合の避難誘導や被災者支援等を念頭に、平時から自然災害に関する事前防災・災害対応のノウハウ等を内閣感染症危機管理統括庁や内閣府政策統括官(原子力防災担当)と積極的に共有し、訓練等を通じて、対応に万全を期する。

2025.12.26 防災立国の推進に向けた基本方針（閣議決定）

防災立国の推進に向けた基本方針

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減**させ、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として**「防災庁」を設置**。

防災庁の機能、果たすべき役割

○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける防災大臣を配置
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な予算・人員の確保
- 内閣府防災担当を発展的に改組
- ※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- **これまでの災害に対する中長期的視点を踏まえた定期的かつ十分な検証**
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく**災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- 各主体による事前防災対策の**抜けや漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネート**や**平時からの実施勧告等による事前防災の推進**
〔建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等〕

III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- **被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした**継続的・包括的な被災地伴走支援体制の構築**

2025.12.26 防災立国の推進に向けた基本方針（閣議決定）

防災立国の推進に向けた基本方針

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官**の下に、**内部部局として4部門**を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**」及び「**南海トラフ地震**」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から**防災庁の地方機関設置に向けた具体的検討を実施**。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、**防災庁の職員採用を始め、官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築**。

防災庁の組織体制の在り方

防災庁の内部組織

内閣総理大臣

防災大臣

副大臣、大臣政務官

事務次官

統括官

参事官

I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

地方機関

当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

- 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化
- 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築等

※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。

人材確保・育成

機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、**官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築**する。

- 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成
- 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用
- 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実
- 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討

設置時期

R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、**令和8年中の設置**を目指す。

2025.12.26 防災立国の推進に向けた基本方針（閣議決定）

防災立国の推進に向けた基本方針		
防災庁の担う具体的な事務		
大規模災害に対する事前防災の推進 <ul style="list-style-type: none"> 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進 事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握 協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進 	円滑かつ迅速な災害緊急事態対処 <ul style="list-style-type: none"> 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築 デジタル技術活用による迅速な被害状況把握 首長の意思決定支援、対応手順の標準化 災害時の船舶を活用した医療提供体制整備 	早期の復旧・より良い復興の実現 <ul style="list-style-type: none"> 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援 事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討
被災者に寄り添った支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 女性・高齢者・子ども・障害者・外国人等の多様な視点等を取り入れた支援の充実 災害ケースマネジメント実施体制の構築 災害救助法適用等に係る事務、被災者生活再建支援制度の運用 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた物資支援体制の構築の推進 国民保護における救援に係る制度運用、訓練の実施 感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等の実施 	デジタル防災技術の徹底活用 <ul style="list-style-type: none"> 災害対応の高度化・効率化に向けたデジタル防災技術の活用基盤・環境整備 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用 災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣 	
国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育 <ul style="list-style-type: none"> 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討 幼児期からの実践的な防災教育 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進 災害の記録・課題・教訓の継承等 	戦略的な防災情報発信 <ul style="list-style-type: none"> 防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築 地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信 	産官学民連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 産官学民それぞれの災害対応力強化 都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の連携体制構築
体系的な人材育成システムの充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した実践的な訓練等の推進 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する行政職員や民間人材など体系的な育成 	防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展 <ul style="list-style-type: none"> 防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合 被害想定の高高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進 防災技術・ノウハウを活用した防災産業の発展 	国際防災協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> 災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導 防災関連企業・防災技術の海外展開による国際社会との連携強化

デジタル技術の活用、防災DX

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における防災DX

※2025.6.13閣議決定、2021.6.18, 12.24, 2022.6.7, 2023.6.9, 2024.6.21に続いて6回目

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

■ デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。(デジタル社会形成基本法39(3)等)
■ デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各府省庁の取組も含め工程表とスケジュールとを定めた

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったデジタル社会で

デジタル社会で目指す6つの姿	① デジタル化による成長戦略 ④ 誰一人取り残されないデジタル社会	② 医療・教育・防災・こども等のデジタル化 ③ デジタル人材の育成・確保
前提となる理念・原則	デジタル社会形成のための基本原則 デジタル社会形成のためのデジタル原則	デジタル社会形成のためのデジタル原則 デジタル社会形成のためのデジタル原則
重点課題	デジタル化を加速する課題 ①人口減少及び労働力不足（リソースの逼迫） ②デジタル産業を基盤とする競争力の低下 ③持続可能性への脅威 「デジタル化」に対する不安やためらい	デジタル産業基盤の強化 デジタル産業基盤を育てるとともに、データ活用、AI活用における幅広いインフラ整備、基盤整備についても進める。 データ連携による持続可能性の強化 他府省庁との連携強化による共通性への貢献と、この中でデジタル化の推進に資する。この中でデジタル化の推進に資する。

重点課題に対するための重点的な取組	デジタル行政改革
デジタル共通基盤構築の強化・加速 ・デジタル共通基盤構築 マイナンバー制度の普及、マイナンバーカードの普及と利活用の推進 マイナンバーカードを基盤としたデジタル化の推進、健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進、健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進、健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進、健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進	デジタル行政改革 「デジタル行政改革取りまとめ2024」(国・地方に関する基本方針)に基づく取組の推進 デジタル行政の強化(システム)の強化 「国・地方デジタル共通基盤の整備」運用に関する基本方針に基づく取組の推進 「国・地方デジタル共通基盤の整備」運用に関する基本方針に基づく取組の推進 「国・地方デジタル共通基盤の整備」運用に関する基本方針に基づく取組の推進
包括的なデジタル社会に向けた環境整備 デジタル社会の推進は、デジタル社会を正しく発展させることがデジタル社会の推進の前提となる。デジタル社会の推進は、デジタル社会を正しく発展させることがデジタル社会の推進の前提となる。デジタル社会の推進は、デジタル社会を正しく発展させることがデジタル社会の推進の前提となる。	デジタル行政改革 「デジタル行政改革取りまとめ2024」(国・地方に関する基本方針)に基づく取組の推進 デジタル行政の強化(システム)の強化 「国・地方デジタル共通基盤の整備」運用に関する基本方針に基づく取組の推進 「国・地方デジタル共通基盤の整備」運用に関する基本方針に基づく取組の推進
デジタル人材育成 デジタル社会の推進は、デジタル社会を正しく発展させることがデジタル社会の推進の前提となる。デジタル社会の推進は、デジタル社会を正しく発展させることがデジタル社会の推進の前提となる。デジタル社会の推進は、デジタル社会を正しく発展させることがデジタル社会の推進の前提となる。	デジタル行政改革 「デジタル行政改革取りまとめ2024」(国・地方に関する基本方針)に基づく取組の推進 デジタル行政の強化(システム)の強化 「国・地方デジタル共通基盤の整備」運用に関する基本方針に基づく取組の推進 「国・地方デジタル共通基盤の整備」運用に関する基本方針に基づく取組の推進

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(6) データを活用した課題解決と競争力強化 ③防災DX

ア 防災デジタルプラットフォームの構築

2024年4月に運用を開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を中核として、各防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年までに構築する。また、災害情報の集約等を支援する災害時情報集約支援チーム(ISUT※20)の強化に取り組み、データ連携基盤やアラートとの連携等、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。

イ 防災アプリ開発・利活用の促進等/データ連携基盤の構築

優良なシステム・サービスの開発促進及び早期社会実装・横展開を進めていくとともに、防災アプリ・サービス間でのデータ連携や新総合防災情報システムと連携を図っていくため、防災分野のデータ連携基盤の構築を推進する。

ウ 一人一人の状況に応じた被災者支援の充実

災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの活用促進を図り、避難所等における受付や、薬剤情報をはじめとする健康医療情報の取得、罹災証明のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を推進する。

エ 官民連携による防災DXの更なる推進

令和6年能登半島地震では、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、災害対応をデジタル面から支援し、活躍した。こうした経験を踏まえ、民間のデジタル人材等を派遣する仕組みについて検討を行い、実現を図る。

オ 通信・放送・電力インフラの強靱化

災害時に災害対応機関等が行う情報収集・共有、被災者視点で重要となる災害関連情報の取得等の前提となる、市町村役場や避難所等における通信・放送・電力のサービス継続及びその早期復旧に向け、これらのインフラの強靱化や冗長性の確保、点検の効率化、被災した際の早期応急復旧のための機器の設置等に官民が連携して取り組む。

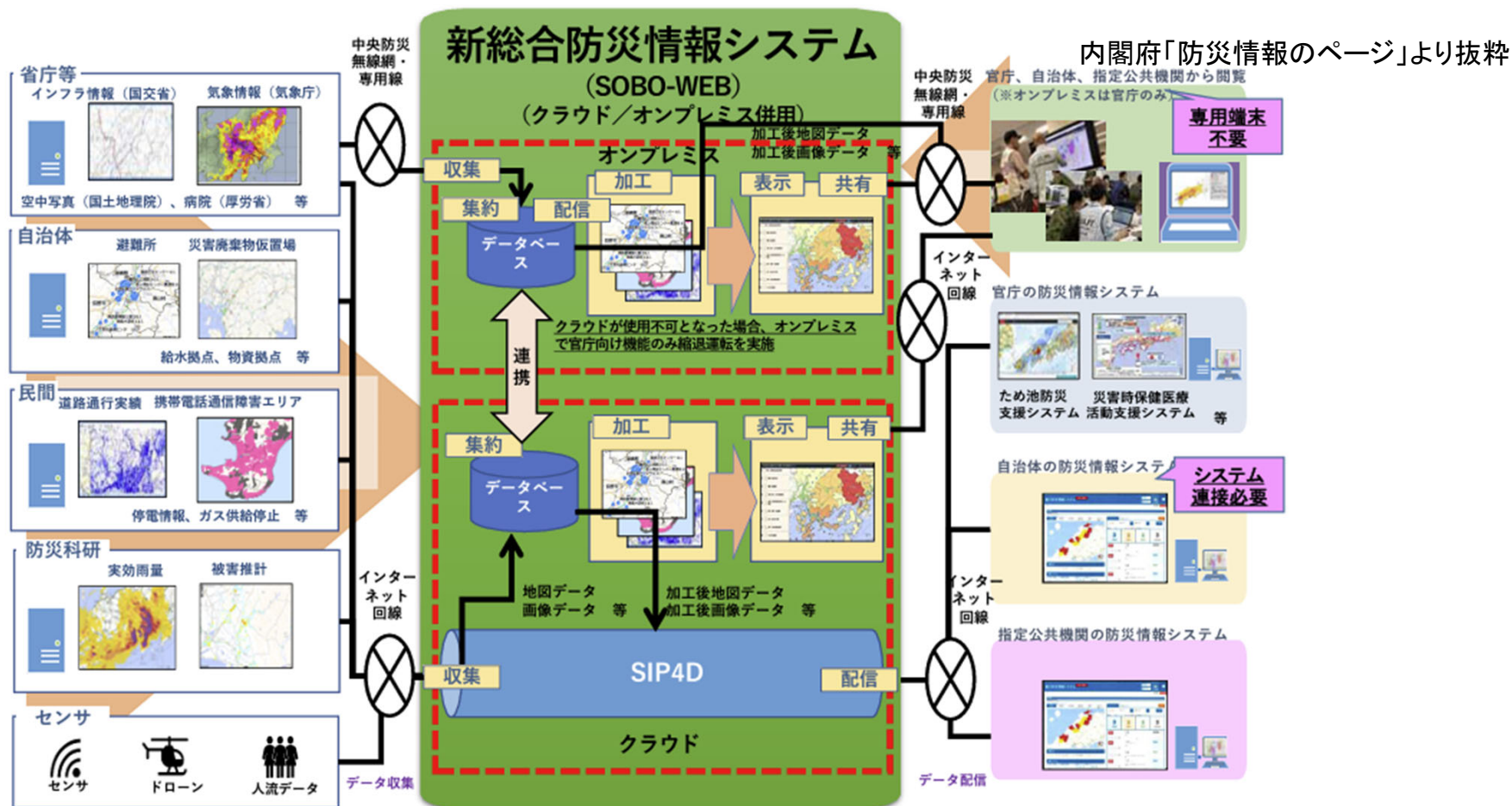
カ 防災デジタル技術の更なる発展と海外展開

産官学による将来予測、デジタルツイン※21、AI活用等の技術研究開発を促進し、未来に向けた構想を推進していくとともに、我が国の優れた防災DX技術・産業の海外展開を推進する。

※20：Information Support Teamの略称。

※21：サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）を融合し、常に変化し続けるダイナミックな好循環を生み出す社会へと変革することを目指すデジタル社会の形成のための基盤。

2024.4、内閣府「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」運用開始

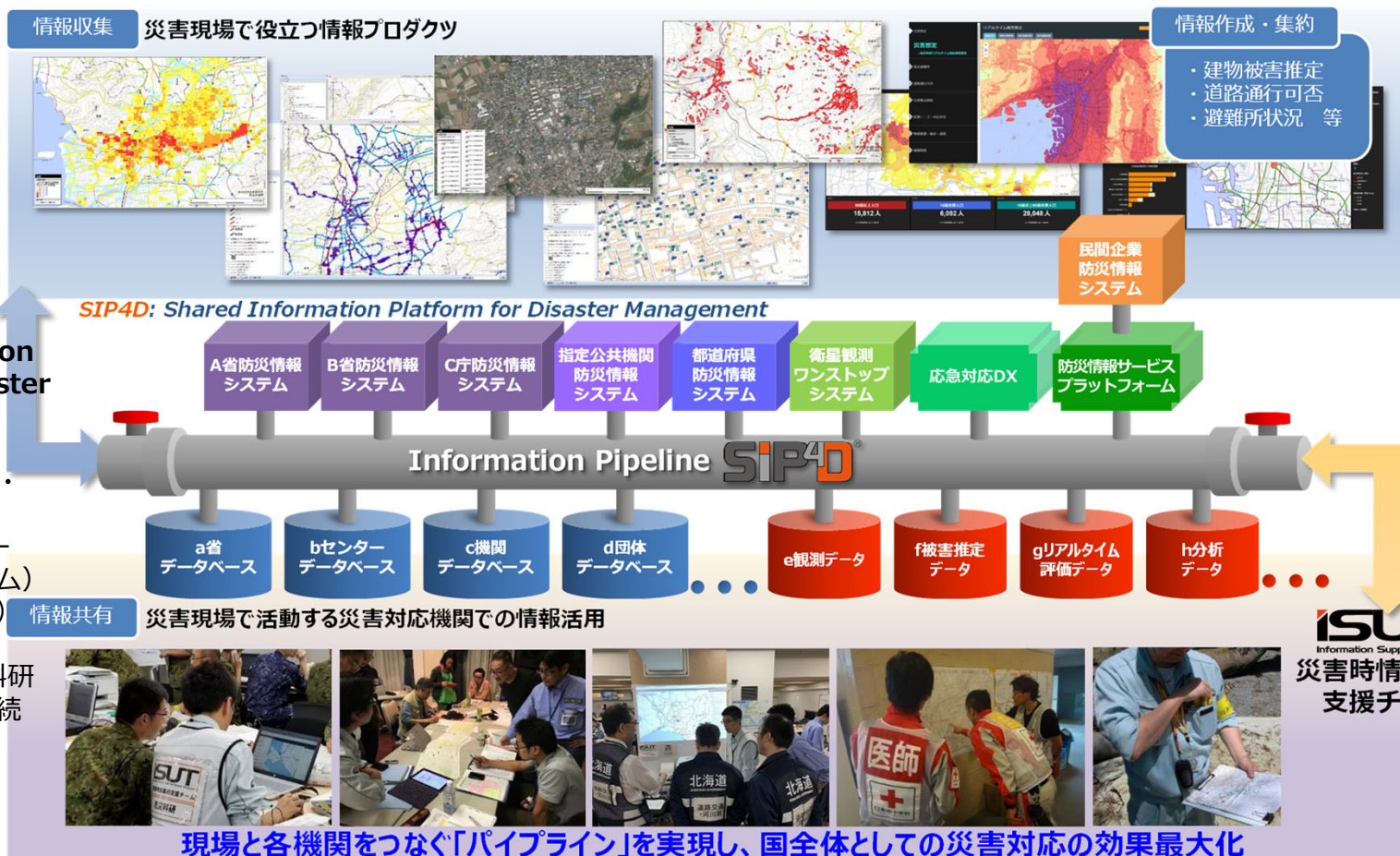


2026.2.13 JAEA/NEATと防災科研の共同研究「原子力防災と自然災害防災との連携による実用技術の研究開発」の1つ「複合災害対応訓練の現実的シナリオ設定のための検討」の一環として、SOBO-WEBを活用した訓練を実施。

基盤的防災情報流通ネットワーク「SIP4D」

エスアイピーフォーディー

- 現場と各機関同士をつなぐ「パイプライン」を実現し、国全体としての災害対応の効果最大化を目指す



SIP4D :
 基盤的防災情報流通
 ネットワーク
 Shared Information
 Platform for Disaster
 Management

内閣府総合科学技術・
 イノベーション会議
 SIP（戦略的イノベー
 ション創造プログラム）
 第1期（2014-2019）
 に開発
 2019年以降は防災科研
 が研究開発として継続

ISUT :
 災害時情報集約
 支援チーム
 Information
 Support Team

内閣府防災担当と
 防災科研による協働
 チームとして2018
 年試行、2019年よ
 り正式稼働

ISUT
 Information Support Team
 災害時情報集約
 支援チーム

現場と各機関をつなぐ「パイプライン」を実現し、国全体としての災害対応の効果最大化

【DXは実践が大事】災害対応現場と共に進める災害対応アクションリサーチ

2014 SIP4D開発開始

- 日本初の基盤的防災情報連携ネットワークを目指して開発開始
- 厚生労働省・農林水産省と連携開始

2015 初の大災害対応

常総市水害

- 災害現場重視の開発体制へ
- 災害対応における必須情報の把握

2016 現地対策を支援

熊本地震

- 情報の集約/統合/提供の重要性・有用性を災害現場で実証
- 災害対応機関へ共通状況を提供
- SIP4Dプロトタイプ投入
- 災害時保健医療活動支援システム、ため地防災支援システムと連携

2017 実動機関を支える

九州北部豪雨

- 消防・警察・自衛隊・海上保安庁の活動状況を集約、SIP4Dにより統合し、共通状況を提供して捜索活動に活用
- 災害時の情報共有システムとして認知度アップ

2018 ISUTの試行開始

大阪北部地震

- 内閣府による災害時情報集約支援チーム (ISUT) の試行として初めての災害出動
- SIP4Dを活用したISUT情報共有サイトを大阪府災害対策本部、DMAT調整本部等の各機関へ提供
- 広島、岡山、愛媛各県災害対策本部の3拠点における広域支援を初めて実施、現場を越えた情報共有を実現 (ISUTは広島へ出動)
- 道路通行規制情報、避難所情報等の一部の情報について、県の情報システムとSIP4Dを連携したデータ共有を初めて実施

西日本豪雨

- ISUTの災害対策本部における位置付けの強化
- 災害情報プロダクトをカタログ化し、オンデマンドによる情報支援だけでなく、プッシュ型情報支援を実施
- ISUT情報共有サイトの周知が進み、発生直後から利用する機関が増加

2019 SIP4D継続開発

胆振東部地震

- 防災科研によるSIP4Dの継続開発を開始

※水害等については、どの浄水場から水を必要に応じて送るか、品目が統一された水を送る必要があるように、すべての災害対応の現場に標準化された状況情報を共通化する「情報（パイプライン）」それがSIP4Dです。

2019 ISUT本格運用

- 4月よりISUTが本格運用を開始 (5月に防災基本計画に記載)
- SIP4Dと地方公共団体、指定公共機関の防災情報システムとの連携を推進

山形県沖地震

- 地震発生直後にNIED-CRS-ISUT-SITEを即時開設 (ISUTの出動なし)
- 鹿児島県庁へISUT本格運用後の課題 (7/3-7/5)

6月下旬大雨

8月下旬大雨

台風15号

- 佐賀県庁へISUT派遣 (8/28-9/4)
- 電力損失による断水、通信途絶の状況把握に貢献
- 行政、自衛隊、電力・通信企業による官民協働の根拠除去作業を支援するため、樹木情報登録システムを提案・運用、および共通状況を提供

台風19号

- 宮城、福島、栃木、茨城、埼玉、長野県各県庁へISUT派遣 (10/13-11/15)
- 広域災害における複数活動拠点間の状況認識の統一を実現
- 衛星データの解析情報を活用
- ポータルサイトから自衛隊までが協働する災害調査部隊「OneNAGANO」に貢献 (長野県)

2020 防災行政への貢献

7月豪雨

- 災害時情報集約支援チーム (ISUT) としての支援活動が定着
- 発生直後より内閣府と連携、熊本・鹿児島両県へ人員を派遣
- SIP4Dを活用したISUT情報共有サイト (ISUT-SITE) ・防災クロスビュー (bosaiView) により災害情報をWebで発信
- 現地対策本部や関係庁連絡会議における共通状況認識としての活用
- 災害対応機関による利活用が進む
- 広域支援活動に向け各機関の情報を統合した共通状況を提供し対策に活用

福島県沖地震

- 2021年3月福島県沖地震では福島県庁へ派遣

2021 防災基本計画記載

熱海市土砂災害

- 令和3年5月の防災基本計画の改正において情報共有の仕組みとしてSIP4Dが記載
- 熱海市土砂災害では静岡県・熱海市へISUTとして現地派遣
- 災害発生直後の動向情報の切り出し表示を本災害で初めて実施
- SIP4Dの活用から作成した状況認識が大規模視察・副知事会等の資料として活用
- 8月の大規模災害では佐賀県へISUTとして派遣
- 2022年3月の福島県沖地震では宮城県・福島県へISUTとして派遣

8月豪雨

福島県沖地震

2022 初動対応の迅速化

福島県沖地震

- 3月16日午後11時36分、福島県沖を震源とする地震発生、福島県と宮城県で震度6強を記録
- 3月17日午前0時3分、防災クロスビューの開設完了 (地震を検知して自動でサイトを開発)
- SIP4D-DDSにより生成される避難情報発令支援情報を内閣府、国土交通省等へ迅速提供開始
- 衛星ワンストップシステムにより被災リスク情報の特定、事前の避難勧告トリガリングなどを実施し、発生に先んじた情報プロダクトの生成・配信を実施

2023 状況把握の高度化

R5能登半島地震

- 5月5日午後2時42分、石川県能登地方を震源とするM6.5の地震発生
- 梅雨前線に伴う特別警戒クラスの大雨、台風などによる水害が頻発
- 多様なセンサーを活用し迅速に状況を把握する技術の高度化に着手

7月豪雨

台風13号

2024 能登半島地震対応

R6能登半島地震

- 1月1日午後4時10分、石川県能登地方を震源とするM7.2の地震発生
- 16:12
 - 情報統合ポータルへ参加
 - 防災クロスビュー、ISUT-SITEの開設開始
- 16:49
 - ISUT派遣決定
 - ISUT-SITE公開
- 23:35
 - ISUT石川県庁到着、現地対応開始
 - 1/2~1/31
 - ISUT情報支援活動実施
 - 2/1~
 - ISUT情報支援移行 (防災科研)
- 梅雨前線に伴う特別警戒クラスの大雨、台風などによる水害が頻発
- 小規模地震、豪雨、IoT、ドローンなど、多様なセンサーを活用し迅速に状況を把握する技術を実証
- 自衛隊、消防、警察の組織を越えた実動機関間の情報共有技術を実証
- 広域企業を中心とする団体 (防災DX官民共創協議会) によるプロボロ/支援活動との連携を実施

SIP4D社会実装

- SIP4Dの情報共有技術を取り入れた内閣府新総合防災情報システムが運用開始
- 公的機関との連携を新総合防災情報システムへ順次移行
- SIP4Dは防災技術の研究開発用プラットフォームとして防災科研が運営を継続

2025 新規課題への挑戦

大谷山山林火災

- 指定公開型で多様な情報発信を試行するbosaiView-Labを設置。
- 山林火災に対する情報発信を試行。

2025.5.28 改正災害対策基本法の成立

(2025.2.14閣議決定)

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

内閣府 資料4

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

公布：令和7年6月4日
施行：公布日/令和7年7月1日

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
 - 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
 - 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

出典：第45回中央防災会議資料 (R7.7.1)

「場所への支援」から「人への支援」への転換

【場所から人へ】被災者の状況把握と情報提供・相互協力

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2| 災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用を努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2| 災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用を努めなければならない。

（避難所に関する情報の把握等に関する相互協力）

第八十六条の七の二 災害応急対策責任者は、避難所の運営状況に関する情報及び被災者に関する情報の把握並びに被災者の生活環境の整備に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の八 （略）

2| （略）

3| 市町村長は、第一項の規定による協議に際し、当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するものを当該協議をする他の市町村の市町村長に提供しなければならない。

4| 5| 7| （略）

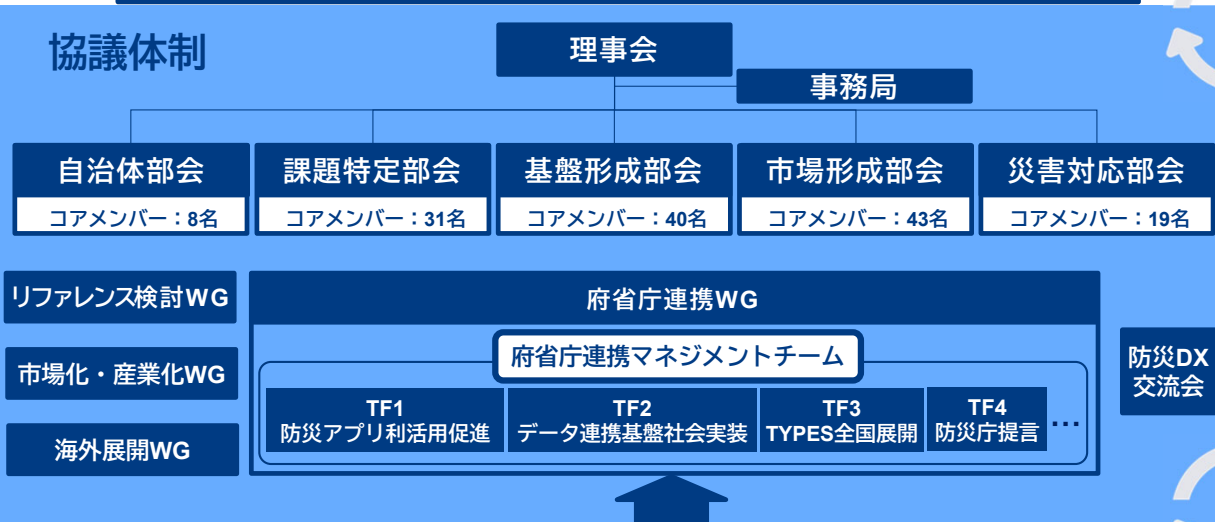
8| 協議先市町村長は、協議元市町村長から第四項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

9| 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

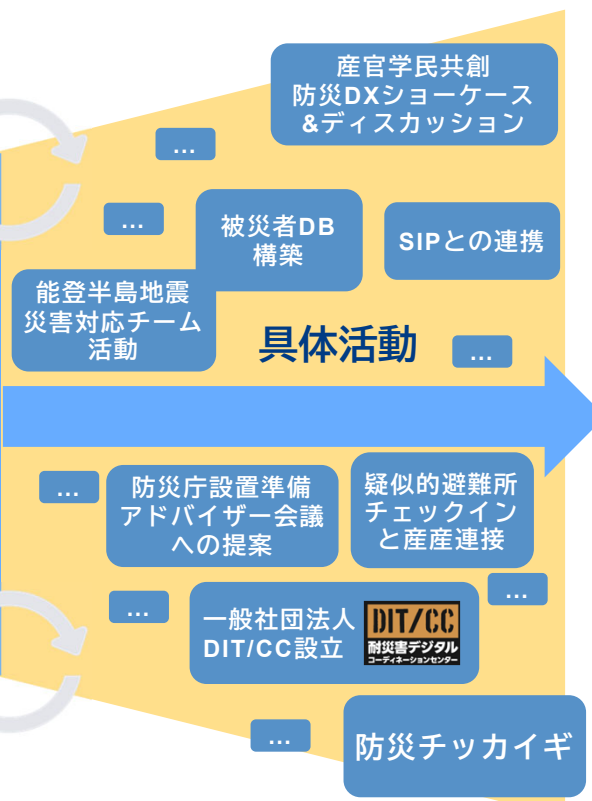
防災DX官民共創協議会(BDX)の協議体制と具体活動

防災DX官民共創協議会 (BDX)
 会員総数 558者 地方公共団体 117団体
 民間事業者等 441者
 2025年9月19日時点

協議体制



府省庁



広域被災者データ
 ベース・システムの
 手順書・仕様書

出典
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ijohosei/documents/hsaiya-db_installation_manual.pdf

社会実装へ

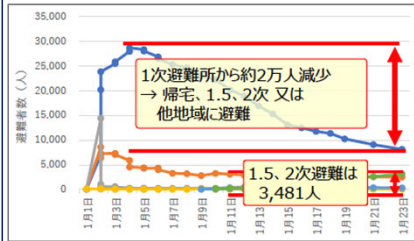
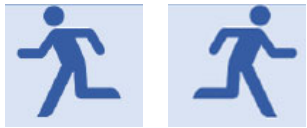
災害派遣デジタル
 支援チーム
 (D-CERT) 創設

出典
https://www.digital.go.jp/policies/dsaster_prevention/d-cert

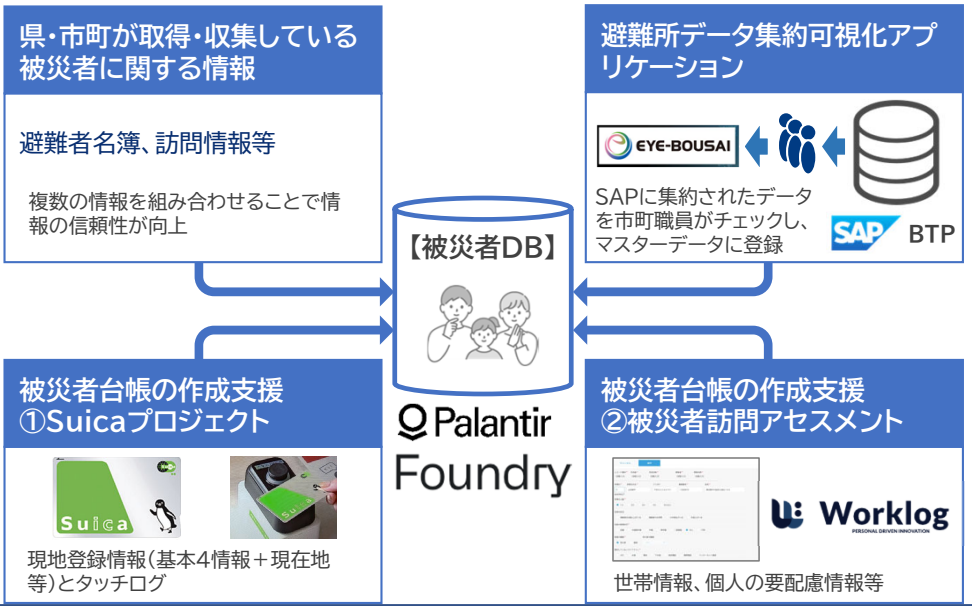
能登半島地震における具体活動

「人への支援」のための被災者データベース構築

- 行政職員も被災
- 被災者が広域的に避難



- 避難者情報の把握困難



協議 + 具体活動 → 社会実装へ 広域被災者データベース・システム手順書・仕様書

2024.5.21 デジタル田園都市国家構想交付金 Type S開始

2025.5.13 導入手順書・仕様書 公開

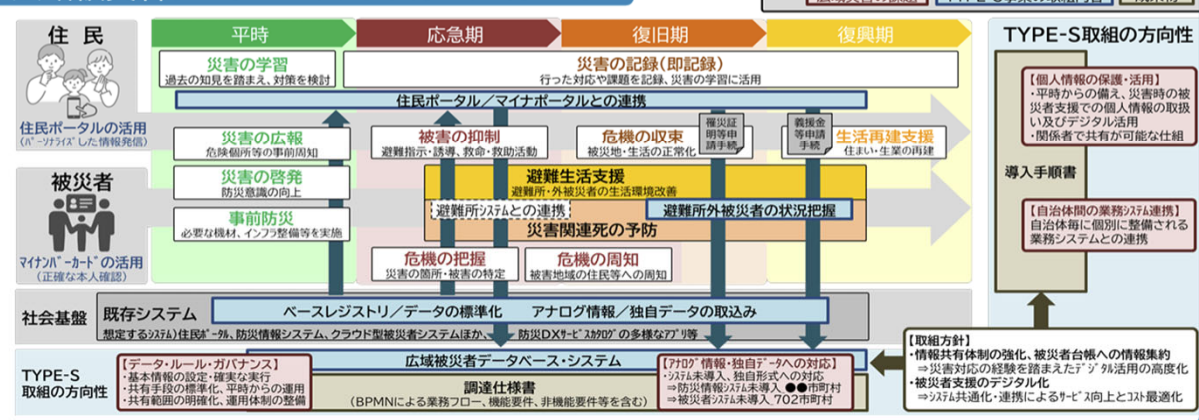
広域被災者データベース・システムの全国展開について①

(大規模広域災害における即応力の強化、災害ケースマネジメントの実効性の確保)

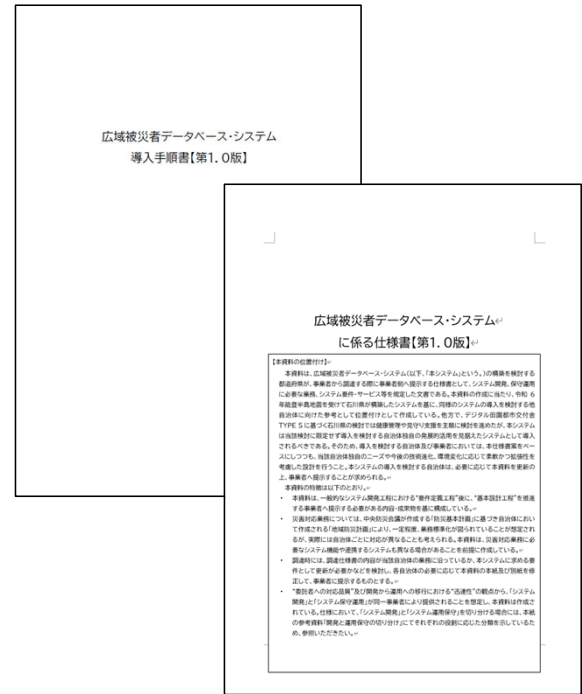


- 発災直後から復旧・復興まで切れ目のないきめ細やかな被災者支援の実現に向け、多様な関係者が連携、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を行い、被災者の支援に必要な情報や支援状況を一元的に「被災者台帳」に集約するとともに自治体システムや民間サービスと連携して、台帳情報の提供を安全かつ効率的に行う「広域被災者データベース・システム」を整備し、全国展開を行う。

広域被災者データベース・システム イメージ



- 将来的には、激甚化・頻発化する災害に備え、可能な限り被災者の救助・支援事務が迅速かつ円滑に行われるよう、大規模・広域災害時に都道府県の広域調整による情報連携の仕組みの構築を目指す。

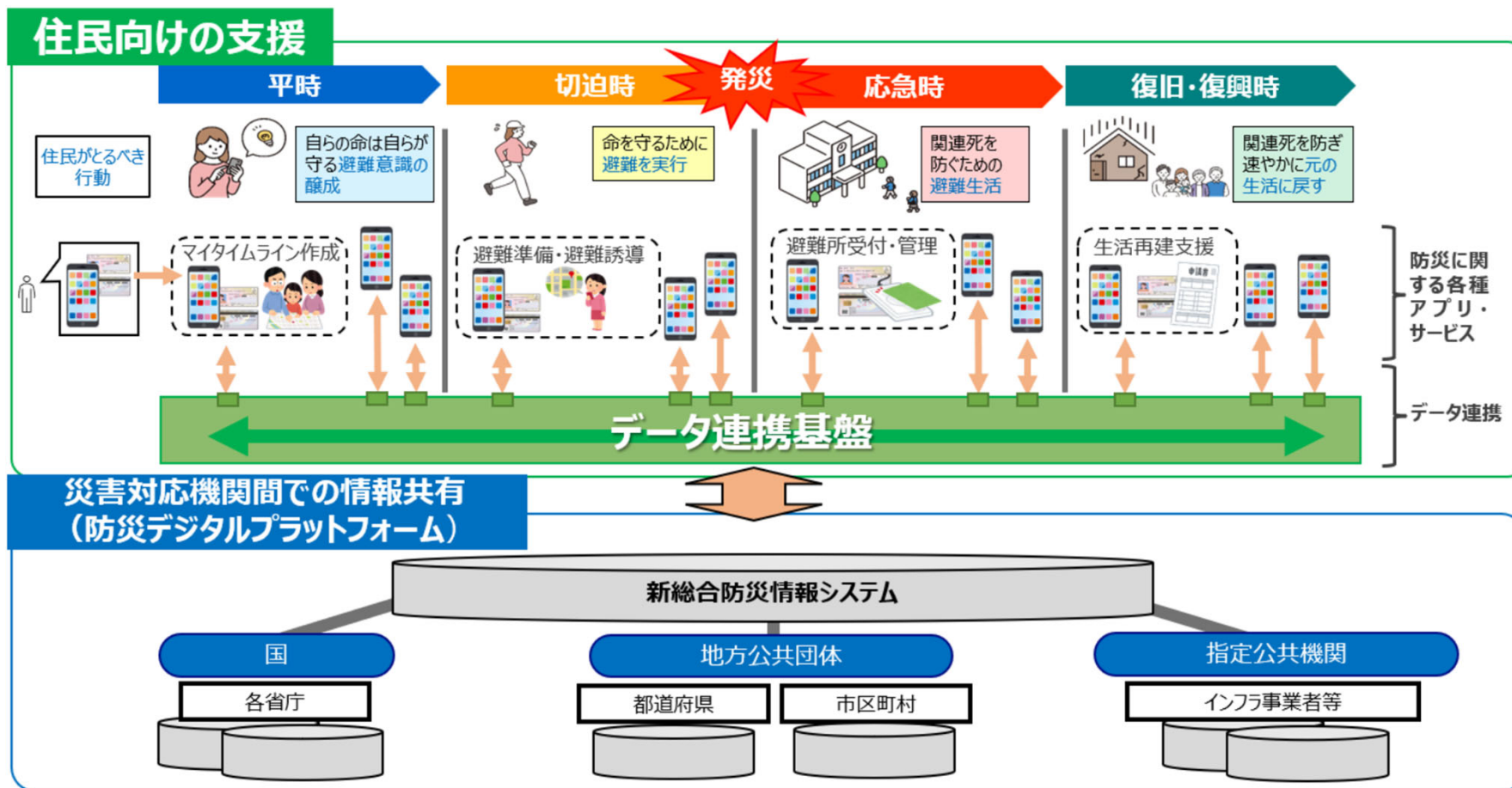


出典：石川県広域被災者データベース・システムの整備検討に係る情報提供依頼について「参考資料3_被災者データベースの構築について」より抜粋
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/wide-area-disaster-victim.html>

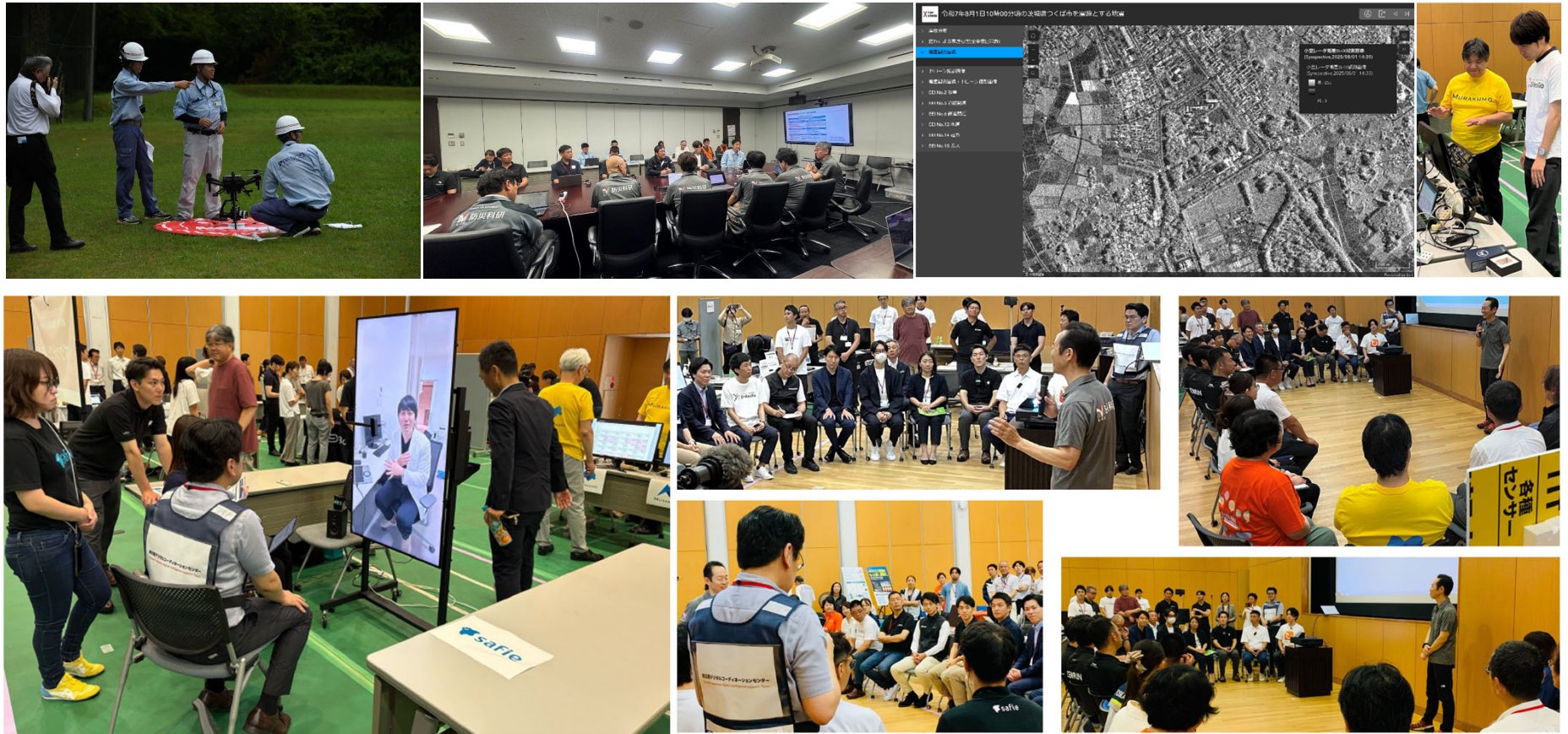
出典：広域被災者データベース・システム導入手順書及び仕様書
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/wide-area_disaster_victim_database_system_working-group.html

一人ひとりに届けるための基盤

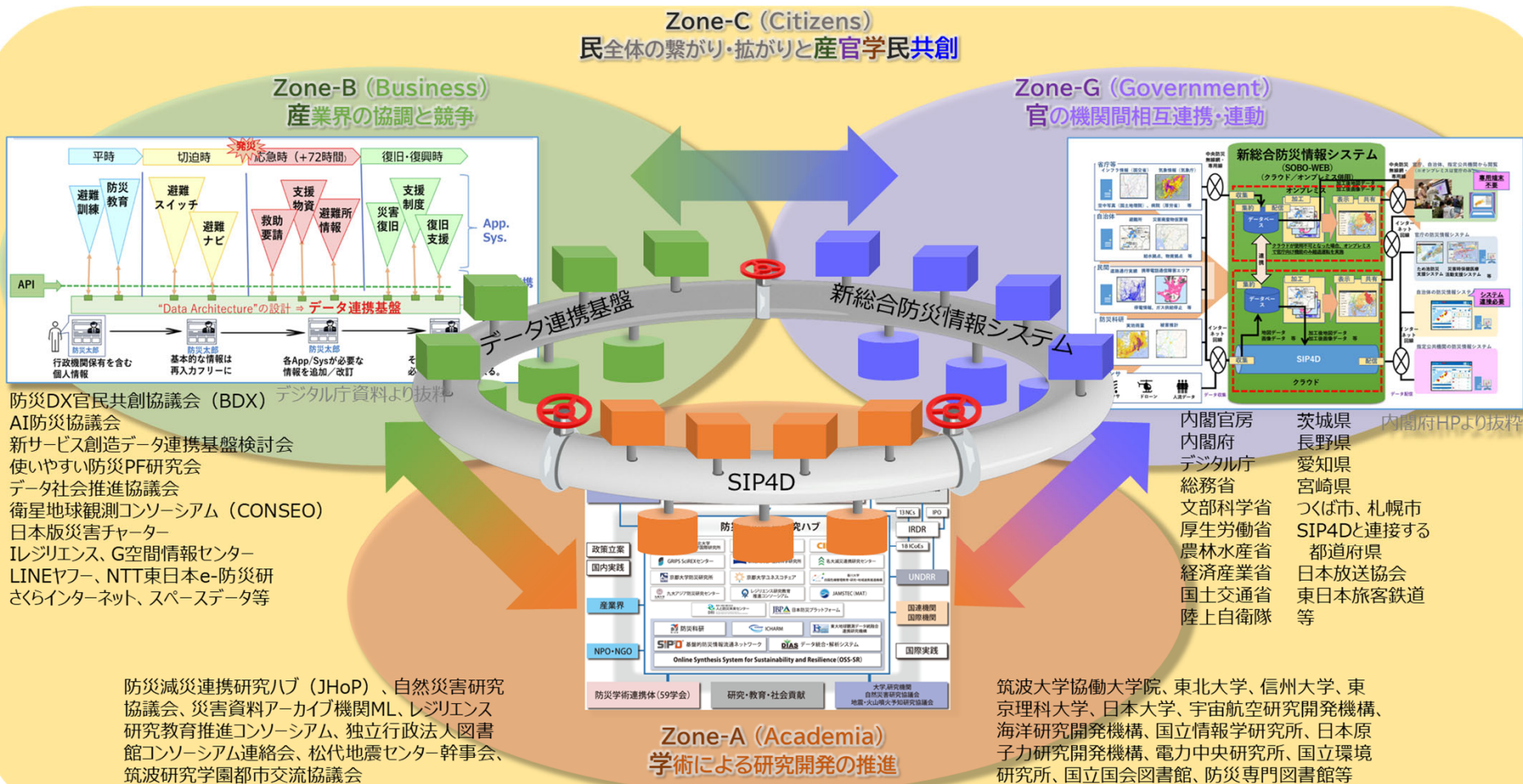
公助の仕組みだけでなく…フェーズやサービスを超えて民間企業の仕組みをつなぐ



産官学民共創防災DXショーケース&ディスカッション



防災DXで目指す世界観：産官学民が“情報”でつながり“共創”する社会



生きる、を支える科学技術

SCIENCE FOR RESILIENCE

地震、津波、噴火、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地すべり。
自然の脅威はなくなるらない。

でも、災害はなくすことができると、
私たち防災科研は信じています。
この国を未来へ、持続可能な社会へと導くために。
防災科学技術を発展させることで
私たちは人々の命と暮らしを支えています。

さあ、一秒でも早い予測を。一分でも早い避難を。
一日でも早い回復を。

